

## 松浦産水産物消費促進業務仕様書

### 1 一般事項

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、松浦市（以下、「委託者」という。）が実施する「松浦産水産物消費促進業務」（以下「本業務」という。）の委託に適用する。

2 この仕様書の解釈に疑義を生じた場合又は記載のない事項の取扱いについては、委託者と受託者で協議の上、定めるものとする。

(業務計画書)

第2条 受託者は、契約後速やかに本業務実施に関する「業務計画書」を作成し提出すること。

(打合せ等)

第3条 業務の実施にあたっては、受託者は委託者と常に綿密な連絡を取り、その連絡事項及び打合せ内容について記録し、委託者に提出すること。また、疑義が生じた場合は委託者と協議の上、その指示に従うこと。

(資料等の貸与及び返還)

第4条 受託者は、業務を行う上で必要となる資料等の借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合、受託者は貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。

2 受託者は、業務が完了したときは、貸与された資料等について速やかに返還するものとする。

(機密の保持等)

第5条 受託者は、本業務の処理にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならない。

2 委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用してはならない。

(成果品)

第6条 全ての成果物は委託者の所有とする。また、本業務において作成した図面、イラスト、写真等の著作権は委託者に帰属する。

2 受託者は、成果物の内容を公表してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(完了届)

第7条 業務完了後、速やかに「完了届」を提出すること。

### 2 業務目的

本業務は、訪日旅行者（インバウンド）向け事業を展開する事業者等に対して松浦産水産物（トラフグは必須）をPRするための商談会を行い、新規取引に繋げ、主に訪日旅行者（インバウンド）向けの販路拡大を図ることで、松浦産水産物の消費促進に繋げることを目的とする。

### 3 業務内容

#### (1) 販促PRイベント（商談会）の開催

- ①販促PRイベント（商談会）の開催に必要な企画、調整、集客、運営を行う。
- ②開催時期：令和7年10月から令和8年1月までの期間
- ③開催場所：訪日旅行客の動向、嗜好などを考慮し、本業務の効果を最大限に発揮できる国内の2地域において、各1回開催
- ④開催に必要な費用（会場費、設備費、ファシリテーター費、運営スタッフ費など）は委託料に含むものとする。
- ⑤各開催会場で5事業者以上を集客することとし、集客に必要な費用（販促PR用ツール製作、集客費など）は委託金額に含むものとする。
- ⑥アンケート調査を実施し、アンケート調査に必要な費用（企画、実施、回収、分析、報告など）は委託金額に含むものとする。

#### (2) 販促PRイベント（商談会）開催後のフォローアップを実施する。

- ①販促PRイベント（商談会）開催後のフォローアップにより、委託業務期間内に1事業者以上の新規取引及び1品以上の新商品開発に繋げること。

### 4 業務期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

### 5 成果品

下記の成果品を提出すること。

#### (1) 業務報告書

紙媒体2部、電子データ1部

#### (2) その他本業務に関連するもので委託者が必要とするもの

### 6 特記事項

本業務の実施にあたり、下記項目に対し適切な配慮・対策等を行うこと。

#### (1) 業務実施

業務の実施にあたっては、委託者の受託業務であることに留意し、個人や企業の権利等を侵害することがないように、法令、条例等を遵守し、適切な対応を心がけること。

#### (2) 再委託

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

本業務で再委託を行う必要がある場合は、再委託を行う理由及び再委託の範囲を明確にし、事前に委託者と協議の上、書面により委託者に申請すること。ただし、再委託を行うことが本業務の主旨及び内容と照らし合わせ、不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。

#### (3) その他

本業務の実施にあたっては、委託者との調整会議を必要回数設け、本業務が円滑に行われるよう調整すること。なお、スケジュールは、委託者の都合により変更する場合がある。

委託者との調整会議は、松浦市役所若しくは委託者が指定した場所、方法で行うこと。

委託業務に係る販促PRイベント及びフォローアップ、調整会議、打合せ等の必要経費及びその他の経費は、全て受託者の負担とする。